

令和8年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

実施計画 No	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算 ③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費保護者負担軽減事業（R7国補正分）	①物価高騰への対応として、学校給食に係る食材価格の高騰に対して、給食費の増額は行わず、不足分に交付金を充てることにより、保護者の負担抑制を図る。 ②小学校等の児童の保護者に対しては、給食費を無償化することとし、給食費負担軽減交付金等に対する不足分に充当する。中学校等の生徒等の保護者に対しては、給食費の増額を行わないこととし、給食費に対する不足分に充当する。 ③【小学校等】 （賄材料費）737,002千円－（給食費負担軽減交付金等収入）693,099千円＝43,903千円 【中学校等】 （賄材料費）440,824千円－（給食費収入）333,023千円＝107,801千円 【交付対象経費】 43,903千円（小学校等）+107,801千円（中学校等）＝151,704千円 ④【小学校等の児童】 加古川市立の小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部に在籍する児童 【中学校等の生徒等】 加古川市立の中学校、義務教育学校後期課程、特別支援学校中等部・高等部に在籍する生徒、特別支援学校幼稚部に在籍する幼児 ※小学校等の給食費については、給食費負担軽減交付金の基準額を超える部分に当該交付金を活用する。 なお、当該事業において教職員の給食費は含まれていない。	R8.4	R9.3